

確認検査手数料規程第 11 条に基づく災害に伴う手数料の減免の取扱いについて

令和元年 12 月 5 日制定
令和元年 12 月 13 日改定
令和 2 年 3 月 31 日改定
令和 3 年 3 月 31 日改定
令和 4 年 3 月 31 日改定
令和 5 年 3 月 17 日改定
令和 6 年 3 月 29 日改定
令和 6 年 5 月 24 日改定
令和 7 年 3 月 11 日改定
令和 8 年 3 月 18 日改定

1 趣旨

この取扱いは、確認検査業務規程第 54 条第 2 項に基づく確認検査手数料規程第 11 条第 1 項により自然災害又は原子力災害の被災者が申請する確認検査手数料の減免の範囲を定めるものとする。

2 被災の範囲

対象となる災害及び被災の範囲は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ア 東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）により、建築物が被害を受け、市町村から半壊以上の被災（り災）証明等を受けたもの。
- イ 福島第一原子力発電所事故により生じた災害により、建築物の所在地が警戒区域等に指定され、市町村から被災（り災）証明等を受けたもの。

3 減免の対象

- (1) 対象とする建築物は、被災した建築物又は被災した建築物に代わる建築物とする。
- (2) 対象とする工事種別は、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替えとする。
- (3) 対象とする申請は、福島県、郡山市、いわき市及び会津若松市が所管するものとする。

4 減免を行う期間

令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 減免となる手数料

別紙による。

6 その他

- (1) この取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この取扱いの施行前に行われた申請については、なお従前の例による。

住宅及び建築物に係る減免後の手数料表

床面積の合計	確認手数料		中間検査手数料		完了検査手数料	
	特例有	特例無	特例有	特例無	特例有	特例無
30 m ² 以内のもの	特例有	5,000 円	特例有	8,000 円	特例有	8,000 円
	特例無	14,000 円	特例無	12,000 円	特例無	12,000 円
30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	特例有	8,000 円	特例有	8,000 円	特例有	9,000 円
	特例無	17,000 円	特例無	12,000 円	特例無	13,000 円
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	特例有	12,000 円	特例有	12,000 円	特例有	13,000 円
	特例無	22,000 円	特例無	15,000 円	特例無	16,000 円
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	特例有	19,000 円	特例有	17,000 円	特例有	20,000 円
	特例無	34,000 円	特例無	24,000 円	特例無	28,000 円
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	48,000 円		38,000 円		48,000 円	
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	70,000 円		49,000 円		65,000 円	
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	155,000 円		105,000 円		115,000 円	
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	205,000 円		125,000 円		140,000 円	
10,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	280,000 円		170,000 円		180,000 円	
20,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	400,000 円		190,000 円		210,000 円	
50,000 m ² を超え、 100,000 m ² 以内のもの	620,000 円		280,000 円		315,000 円	
100,000 m ² を超えるもの	別途、見積もりによる。					

※計画変更も含む